



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

844	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
845	平成30年度クリーニング師試験の実施	(食品・生活衛生課).....	2
846	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
847	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	3
848	有田川土地改良区の役員の就任	(農業農村整備課).....	3
849	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	3
850	〃	( 〃 ).....	4
851	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 ).....	4
852	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	4
853	〃	( 〃 ).....	5
854	〃	( 〃 ).....	5
855	〃	( 〃 ).....	6
856	〃	( 〃 ).....	6
857	〃	( 〃 ).....	6
858	〃	( 〃 ).....	7
859	建築士の免許の取消し	(建築住宅課).....	7
860	建築士事務所の登録の取消し	( 〃 ).....	7

## 告 示

### 和歌山県告示第844号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年8月10日まで縦覧に供する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成30年7月10日

#### 2 名称

特定非営利活動法人岩出サンワーク

#### 3 代表者の氏名

吉本勸曜

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県岩出市東坂本62番5

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者を抱える家族に対して、必要な相談業務を行うとともに、精神保健福祉の前

進を目指して普及啓発を図り、精神障害者の社会復帰を促進及び、精神障害者の自立に関わる事業を行い、地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第845号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成30年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時

平成30年11月1日（木）午前10時30分から

2 試験場所

和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1番地）

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実技試験

洗たく物の処理に関する技能

4 受験願書の提出期間

平成30年10月1日（月）から同月10日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成30年10月10日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 受験願書の提出先

県内居住者は居住地を所管する保健所（新宮保健所串本支所を含む。以下同じ。）に、県外居住者は和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課に提出すること。

6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

7 その他

- (1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所において配布する。  
また、和歌山県ホームページの「申請書ダウンロード」から印刷することもできる。
- (2) 試験についての問合せは、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課（電話番号073-441-2620）又は各保健所に行うこと。

**和歌山県告示第846号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3052500109	かのん	東牟婁郡那智勝浦町大字天満1185番1	居宅訪問型児童発達支援	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成30.8.1

**和歌山県告示第847号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド和歌山店  
和歌山県和歌山市三葛字北向浜337番地1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成30年和歌山県告示第262号

3 意見の概要

- (1) 市道との出入口部については、車両及び歩行者等の安全対策のため、安全施設の設置等を検討してください。
- (2) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。
- (3) 騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例に基づく特定施設を設置する場合は、遅滞なく届出を行ってください。
- (4) 予測結果に反し、等価騒音レベルが環境基準値を超え、近隣住民から苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。
- (5) 通学路の安全確保について、十分注意してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成30年7月27日から同年8月27日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第848号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（平成30年4月1日就任）

職名	氏 名	住 所
監事	小池重男	有田市星尾232番地

**和歌山県告示第849号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第850号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第851号

平成30年和歌山県告示第715号（以下「告示第715号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をすさみ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

山本哲生

尾崎善英

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第715号のとおり

#### 和歌山県告示第852号

和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期  
平成25年4月1日から平成27年3月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区
- 5 認証年月日  
平成30年7月17日

---

**和歌山県告示第853号**

和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期  
平成26年4月1日から平成28年3月18日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区
- 5 認証年月日  
平成30年7月17日

---

**和歌山県告示第854号**

和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月13日から平成29年3月21日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区

5 認証年月日

平成30年7月17日

**和歌山県告示第855号**

和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

平成22年6月1日から平成24年3月29日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区

5 認証年月日

平成30年7月17日

**和歌山県告示第856号**

和歌山県東牟婁郡串本町高富の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成29年12月28日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町高富の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町高富の一部地区

5 認証年月日

平成30年7月17日

**和歌山県告示第857号**

和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成29年12月28日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区
- 5 認証年月日  
平成30年7月17日

**和歌山県告示第858号**

和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期  
平成28年4月1日から平成29年12月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区
- 5 認証年月日  
平成30年7月17日

**和歌山県告示第859号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定に基づき、建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成30年7月19日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名  
中浦英二
- 3 建築士の別  
二級建築士
- 4 登録番号  
和歌山県知事登録第4452号
- 5 免許の取消しの理由  
建築士法第9条第1項第3号（同法第7条第3号に該当する事実が判明したため。）

**和歌山県告示第860号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項の規定により、建築士事務所の登録を取り消したので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 監督処分をした年月日

平成30年7月19日

2 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地

株式会社中浦建設二級設計事務所

和歌山県和歌山市冬野565-2

3 監督処分を受けた建築士事務所の開設者の名称及びその代表者の氏名

株式会社中浦建設

代表取締役 中浦英二

4 建築士事務所の別

二級建築士事務所

5 登録番号

和歌山県知事登録第(チ)170-3号

6 監督処分の内容

建築士事務所の登録の取消し

7 監督処分の原因となった事実

株式会社中浦建設二級設計事務所の開設者の代表者は、平成28年7月6日に道路交通法違反(酒気帯び)、道路交通法違反、過失運転致傷による懲役1年4月、執行猶予3年の刑が確定し、建築士法第23条の4第1項第2号の登録の拒否を受ける場合に該当していたにもかかわらず、平成30年1月29日に虚偽の事実に基づいて同法第23条の3第1項の規定による登録を受けた。

このことは、建築士法第26条第1項第1号に該当する。